

■2022 年度 S 日程 卒業見込者特別入学試験・一般入学試験  
法律科目試験「商法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨】

監査役の独立性を確保するための、監査役の選任手続に関する会社法の規制についての基本的理解を問う問題である（会社百選 A28 事件、リーガルクエスト会社法 [5 版] 198 頁以下、田中亘・会社法 [3 版] 298 頁以下などを参照）。

【解説】

監査役の選任議案は取締役会によって決定されるが、取締役が監査役の選任議案を株主総会に提出するには、監査役の同意を得なければならない（会 343 条 1 項）。さらに、監査役は取締役に対し、監査役の選任を株主総会の議題とすること、又は監査役の選任議案を株主総会に提出することを請求することができる（同条 2 項）。監査役の経営陣に対する独立性を確保するため、監査役候補者の人選を実質的に監査役に与えるのである。

本問では、甲会社の取締役会で、監査役「B は反対意見を述べた」にもかかわらず、出席した取締役 3 名の全員一致で「C を監査役候補者とする」ことが定時総会の議案として承認されたとあるが、この取締役会決議は前記会社法 343 条 1 項に違反し、無効である。したがって、C を監査役に選任する本件総会決議は「決議の方法が法令に違反」するものとして、取消しの瑕疵があることになる（会 831 条 1 項 1 号。なお、「招集の手続の法令違反」でも可：いずれであるかを議論する実益はない）。

手続の法令・定款違反（会 831 条 1 項 1 号。著しく不公正な場合を除く）を理由とする取消事由の場合、必ず、裁量棄却（同条 2 項）の可否について論じなければならない。会社法 343 条 1 項違反は、監査役の独立性確保という立法趣旨から、「違反する事実が重大でない」とは言えず、裁量棄却は認められない。

決議取消しの訴えは提訴権者が法定されているところ、定時総会の終結により任期満了となる B が決議取消しの訴えを提起することができるか？C を監査役に選任する本件決議が取り消されると、甲会社には監査役が存在せず欠員の生じることになり、任期満了により監査役を退任した B は、新たに監査役が選任されて就任するまで、なお監査役の権利義務を有することとなり（会 346 条 1 項）、本件決議取消しの訴えの原告適格が認められる。

以 上